

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年七月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>さいたまふじみ野所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市鶴ヶ舞二丁目四六番五地先か ら同市鶴ヶ舞二丁目四七番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年七月一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年三月三十一日埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 二十二号で告示した道路区域の一 部供用開始である。 延長一六・五〇メートル</p>